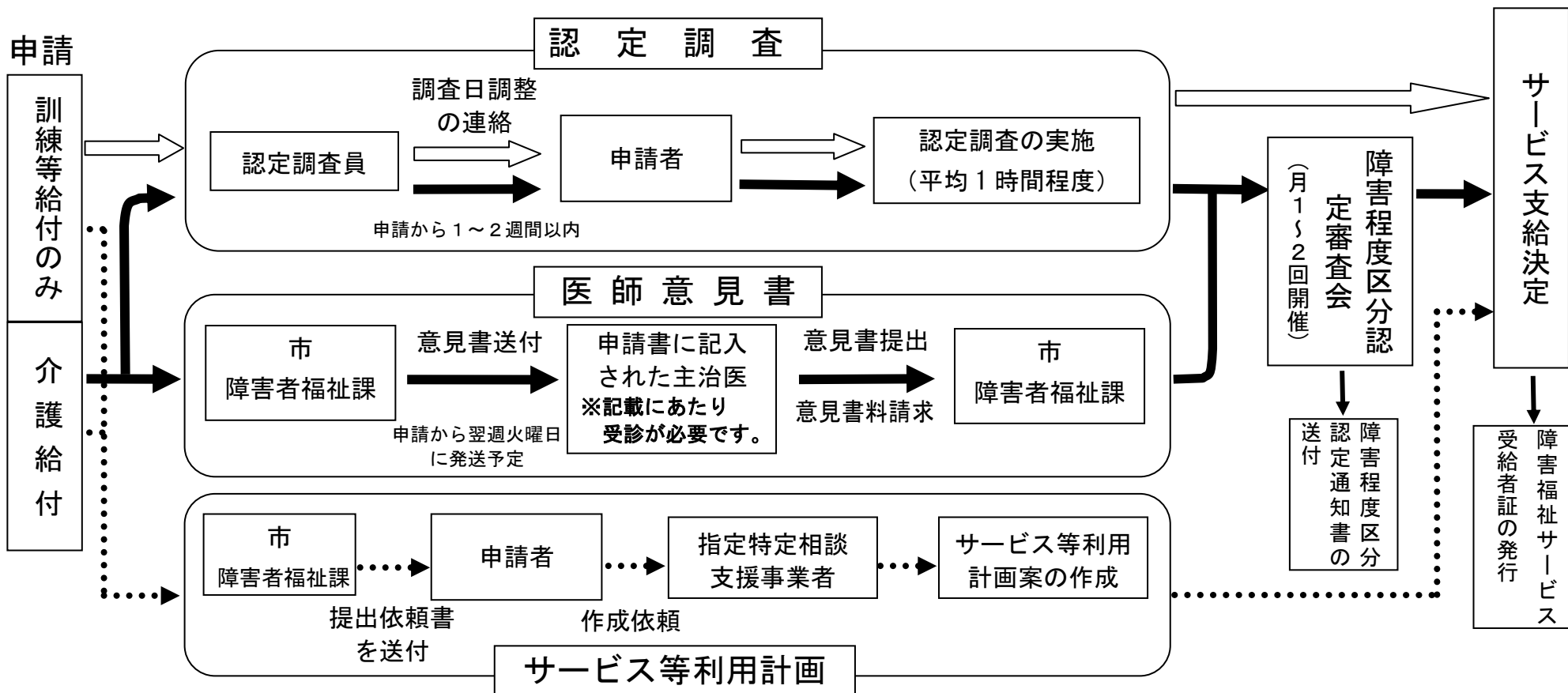


介護給付・訓練等給付費 支給申請をされた方へ ～支給決定までの流れ～



- 医師意見書について 医師に了解を得ていない際は、事前にご連絡してください。また、しばらく受診していない場合等には、受診が必要となることもありますので、医師とご相談ください。
- 認定調査について 認定調査員は、市職員のほか下記の相談支援事業所に委託をしています。市職員は職員証を、委託先職員は川越市障害程度区分認定調査員証を携帯しています。認定調査の日程調整の連絡がきた際は、所属先と認定調査員名等を控えておいてください。

<お問合せ先>
 障害者福祉課福祉サービス担当
 ☎ 224-5785 (直通)
 FAX 225-3033
 E-mail: shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp